

# 国民年金だよ



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得金額から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納められた保険料の全額です。この期間に納めた過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、「ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を納めている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。ご家族

あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

本年中に納めた国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納められた方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定です。この控除証明書または領収証書を添付してください。

令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキに記載されている電話番号にお問い合わせください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制

度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。



年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談の事前予約が可能です。

年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話番号に掛けて頂くか、またはお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

| 予約受付専用電話<br>0570-05-4890（ナビダイヤル） |                 |
|----------------------------------|-----------------|
| 【受付時間】                           |                 |
| 月曜日                              | 午前8時30分～午後7時    |
| 火曜～金曜日                           | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 第2土曜日                            | 午前9時30分～午後4時    |

月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで予約を受け付けます。

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ  
電話34 2121内線413  
日本年金機構 旭川年金事務所  
電話0166 72 5002